

第 3 2 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

専 決 処 分 書

東大和市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第41条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第43条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第43条の2第1項中「不足額」を「不足税額」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第84条第1項及び第5項並びに第88条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第

15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削る。

付則第10条の4第2項及び付則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

付則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付則第18条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

付則第18条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

付則第18条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第18条の11（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

付則第18条の12（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第1

5条第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。